



平成24年（行ウ）第33号 補助金交付決定取消（住民訴訟）請求事件

平成24年（行ウ）第86号 補助金交付差止等（住民訴訟）請求事件

原告 長瀬猛 外2名

被告 神戸市及び神戸市長

## 証拠説明書8（甲号証）

平成25年10月16日

神戸地方裁判所第2民事部合議C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 徳 永 信 一

甲41～44

甲	標目 【原本・写し】	作成者 【作成年月日】	立証趣旨 【備考】
41	判決解説 【写し】	法学教室 伊藤公一 判例セレクト90（憲法）	・東京高裁平成2年1月29日の判決についての解説 ・憲法89条後段にいう「公の支配」の意義 ・東京高裁判決では「補助金についての一般の規制のほか、本件教室に対する個別の指導により、公の利益に沿わないものに使用又は利用されないよう規制、管理されている」と認定されていること
42	学校法人監査手続指示書 【写し】	日本公認会計士協会 【平成9年3月24日】	・私立学校振興助成法の第14条に基づく私立学校の会計監査のマニュアル

4 3	判例タイムズ 【写し】	判例タイムズ 1284 号 【平成 21 年 2 月 10 日】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野地裁平成 20 年 2 月 22 日判決の解説</li> <li>・朝鮮総連長野県本部に占拠され朝鮮総連の活動に利用されていた朝鮮学校の校舎について公益のために直接専用する施設とはいえないとして固定資産税の減免措置が取り消された事案</li> </ul>
4 4	判決 【写し】	東京高等裁判所第 20 民事部 【平成 24 年 3 月 14 日】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・判決理由 1 「本件学校において、公教育の趣旨から逸脱した内容の反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠はない」。</li> <li>・判決理由 2 「本件学校において、在日朝鮮人子女に対し、学校教育法に基づく初等、中等の普通教育をおざなりにし、真実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日教育が行われているのであれば格別、そのような反日教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠がない」。</li> <li>・本件では公教育の趣旨から逸脱し、真実と著しく異なる特異な思想内容に基づく反日（北朝鮮独裁者礼賛）教育が行われていることを認めるに足る的確な証拠がある。</li> </ul>